令和９年度入所選考に係るお知らせ

令和８年10月30日　交野市こども園課

----- もくじ -----

P1	1. 施設の新設・選考点数等の変更
P2	2. 保育施設の移転・連携施設の変更
	3. 令和９年４月入所選考のスケジュール
	4. 令和９年４月入所選考に関して公表する情報
P3~P5	5. 申請内容の変更手続きについて
P5~P6	6. その他注意事項

★★選考についての詳細は市HP「保育所のページ」内「４．認可保育施設の入所案内」でご確認ください★★

保育所のページ

1. 施設の新設・選考点数等の変更

⑴新たな小規模保育施設が令和９年４月に開園します

※令和９年４月１日開園予定ですが、建設等の進捗により開園が遅れる場合があります。開園が遅れた場合は、４月入所内定していても、開園まで入所をお待ちいただきますので、あらかじめご承知おきください。

※希望施設に加える場合は、電話または窓口でご連絡ください。

（令和８年度中と令和９年４月以降とで異なる施設を希望することができます。）

小規模保育施設名	所在地	対象年齢	定員	卒園時の連携施設＊a（予定）
あまだのみやちどりキッズ ℡：072-892-1351（あまだのみやちどりこども園）	私部３−14−5	１・２歳児	19名	あまだのみやちどりこども園 （１号＊b、２号＊c）
ほしのゆめ保育園 ℡：072-396-9140（ほしのまち保育園）	星田８−46−5	１・２歳児	19名	高岡幼稚園（２号）、みょうけん幼稚園（２号）、ほしのまち保育園（２号）

＊a 卒園時の連携施設は、小規模保育施設が在園児の卒園時の転園先を確保するために連携している施設です。
＊b「１号」の記載は、連携施設に１号児（教育認定児）として他の児童に優先して入所できることをいいます。
＊c「２号」の記載は、連携施設に２号児（保育認定児）として他の児童に優先して入所できることをいいます。なお、入所選考によって入所者を決定しますので、施設の空き枠がない場合は入所できません。

⑵ 調整点16「内定辞退をした場合（−５点）」は翌年度以降も適用継続します

現行は辞退した年度内のみ調整点を適用していますが、令和９年４月１次選考以降は辞退した翌年度以降も引き続き適用します。また、４月１次選考の内定辞退者は、４月２次選考には参加できません。

内定辞退とならないよう、入所希望日や希望施設を再度確認してください。

⑶ 調整点７「育児休業を終了し復職する場合（＋３点）」は自営業主には適用しません

令和８年11月２日受付分より、自営業主の方については調整点を適用しない運用とします（自営業主の休業は、法律上の育児休業に該当しないため）。なお、既に調整点を適用している人については、当該休業に関しては適用を継続します（新たに行う休業については適用しません）。

⑷ 調整点18「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる場合（−200点）」の適用は育児休業中のみとします

現行は、入所希望日を過ぎてから育児休業を終了し復職した場合も、保護者から「マイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書」の提出がない限りは適用を継続していますが、令和９年４月１次選考以降は、復職を把握した場合は同意書の提出がなくても職権で適用を終了させます。

※調整点についての詳細はP4～P5に記載しています。

2. 保育施設の移転・連携施設の変更

(1) 施設移転

保育施設名	現所在地	移転後の所在地	移転時期（予定）＊
天野が原保育園	天野が原町２−14−23	私市１丁目 29−1（番地は予定）	令和８年度中
わかばこども園	私部１−22−1	私部南３−1−1 （旧第一中学校跡地）（番地は予定）	令和 11 年度以降

＊移転時期は予定であり、建設等の進捗によりずれる可能性があります。

(2) 小規模保育施設の「卒園時の連携施設」＊a の追加

小規模保育施設名	令和８年４月における連携施設	令和９年４月における連携施設
天野が原保育園	ふじがお幼稚園（1 号）	ふじがお幼稚園（1 号＊b、2 号＊c）
にこにこ保育園	交野幼稚園（1 号）	交野幼稚園（1 号）、春日東野幼稚園（1 号）
きらきら保育園	交野幼稚園（1 号）	交野幼稚園（1 号）、春日東野幼稚園（1 号）
私市保育園	ふじがお幼稚園（1 号）	ふじがお幼稚園（1 号、2 号）

＊a 卒園時の連携施設は、小規模保育施設が在園児の卒園時の転園先を確保するために連携している施設です。
＊b「1 号」の記載は、連携施設に１号児（教育認定児）として他の児童に優先して入所できることをいいます。
＊c「2 号」の記載は、連携施設に２号児（保育認定児）として他の児童に優先して入所できることをいいます。なお、入所選考によって入所者を決定しますので、施設の空き枠がない場合は入所できません。

(3) 開所時間の変更

保育施設名	現在の開所時間	変更後の開所	変更時期
ふじがお幼稚園	8：00 ～ 17：30	8：00 ～ 18：30	令和９年４月

3. 令和９年４月選考のスケジュール

令和８年 11 月２日（月）	申請内容変更の受付開始
令和８年 11 月 30 日（月）	**１次選考の変更申請の受付締切**
令和９年１月中旬	内定者に「内定通知」を発送 （→ 内定者は２月上旬までに必要書類を提出） 内定者以外の方に「保留通知」を発送
令和９年２月５日（金）	**２次選考＊の変更申請の受付締切**
令和９年２月中旬～下旬	内定者に「内定通知」を発送 （→ 内定者は３月上旬までに必要書類を提出） ※内定者以外の方への「保留通知」は発送しません。
令和９年３月上旬	２次選考の追加選考を実施（施設に空き枠がある場合のみ）
令和９年３月下旬	内定後に提出された書類を審査し、入所決定（又は内定取消）を行った後、 入所決定者に「入所承諾書」を発送

＊ ２次選考は、１次選考の結果、施設の空き枠が生じた場合に実施します。

4. 令和９年４月入所選考に関して公表する情報

下表の情報を市ホームページ「4 月入所選考の申込者数・内定者数（当年度・過年度）」で公表します。

公表時期	内容
公表中	過去３年度の４月選考における内定者数・延べ申込者数
令和８年 11 月中旬	令和８年 10 月末時点の延べ申込者数
令和８年 12 月中旬~下旬	令和８年 11 月末時点の延べ申込者数

公表ページ

5. 申請内容の変更手続きについて

手続き締切日：4月1次選考 令和8年11月30日（月）
4月2次選考 令和9年2月5日（金）
書類提出方法：一部の書類を除き、市HP「保育所のページ」内「8．書類提出フォーム」から
オンラインで提出できます。

保育所のページ

(1) 保育事由、世帯状況の変更について

保育事由や世帯状況に変更がある方は、申込内容を変更してください。

保育事由、世帯状況によって選考点数（基準点・調整点）が決まります。変更せずに選考にかかると、申立相違として内定取消になる場合がありますので、ご注意下さい。

◆申請内容の相違による「内定取消」について

内定が出た方には、改めて「保育の利用を必要とする証明書」等の提出を求め、申請内容と相違がないかを確認します。確認の結果、申請内容と入所内定時の状況が異なった場合（選考点数が下がる場合）等は内定を取り消します。

内定取消となった場合も**内定辞退の扱いとし、以降の選考において、調整点16「内定辞退をした場合（−5点）」を適用します。**

【内定取消となる例】

〇就労時間が申請より少ない場合

就労時間「月160時間（基準点20点）」で選考にかかったが、入所内定後に提出した就労証明書の就労時間が「月80時間（基準点12点）」であった場合、本来は12点で選考すべきであったため、内定を取り消します。

〇元の会社に復職しない場合

調整点7「育児休業を終了し復職する場合（+3点）」の調整点を適用して選考にかかったが、元の会社等に復職せずに退職した場合（別の会社等に就労した場合を含む）、本調整点は、元の会社等へスムーズに復職するための調整点であるため、内定を取り消します。

〇入所日に転入できない場合

交野市に転入予定で申請していたが、入所日までに交野市に転入できなくなった場合は、内定を取り消します。

◆内定取消を防ぐために確認してください

〇「就労予定」や「派遣社員で育児休業取得中」で申請中の方

以下①②を雇用元に確認してください。確認の結果、①②が不可能な場合は、申請内容を変更する必要があります。

①内定が出たら入所月から就労可能であるか。

②内定後に提出する就労証明書を作成してもらえるか。

〇転入予定の方

入所希望日までに転入可能か確認してください。住宅建築の進捗が遅れており入所希望日までに転入できない場合は、入所希望日を変更する必要があります。

(2) 希望施設・「きょうだい2人以上の申込希望」の変更について

希望施設と「きょうだい2人以上の申込希望（きょうだい2人以上同時申請の場合に同時内定・同園内定を希望するかどうか）」は、**令和8年度中（1・2・3月選考）と令和9年4月選考以降とで異なる申請内容にすることができます。**

令和9年4月以降の希望施設およびきょうだいチェックを変更したい場合は、電話または窓口で連絡してください。

※現在の「きょうだい2人以上の申込希望」の状況は、通知文「現在の申請内容」欄でご確認ください。

◆小規模保育施設を希望している現２歳児の方へ

小規模保育施設への入所は２歳児までのため、現在２歳児の方（令和５年４月２日～令和６年４月１日生まれの方）の小規模保育施設への入所希望は、令和９年４月選考以降は無効となります。該当する方は、必要に応じて希望施設の変更を行ってください。

※通知文「現在の申請内容」欄で、該当施設名に★をつけていますので、ご確認ください。

※令和９年４月入所選考以降の希望施設を変更しない場合、以下の取り扱いとなります。

①無効となる施設は、希望施設から除外します。

②希望施設を除外する場合、希望順位の繰り上げは行いません。

⇒第１希望の施設が無効の場合、第１希望の施設を除外した後も、第２希望の施設は、引き続き第２希望の施設として取り扱います。

つまり、同点の場合の優先順位５「希望する園の順位が高いもの」の希望順位は「第２希望」として扱います。

③除外する施設は、希望施設の数には含みません。

⇒第５希望まで希望している場合で１施設を除外した場合、希望施設数は４施設となります。

つまり、同点の場合の優先順位４「希望する園の数が多いもの」の希望施設数は４施設とカウントします。

また、調整点 15（転入に伴い前市区町村から転園する場合の加点）の条件である「第 5 希望まで希望している場合」にも当てはまらなくなり、調整点の対象から外れます。

(3) 令和９年４月入所選考の辞退（希望日変更）

令和９年１月・２月・３月入所選考にかかる方で、令和９年４月入所選考を希望しない、または、希望月を令和９年５月以降に変更したい場合は「令和９年４月入所選考の辞退・入所希望日変更申出書」を提出してください。

※令和９年１月・２月・３月入所選考にかかる育児休業明け入所の方が、令和９年５月入所希望で令和９年４月選考にかかることを希望する場合も、上記手続きが必要です。

●この手続きにより、以下①②が可能になります。

①4 月選考において内定が出る可能性がなくなるため、「内定→内定辞退」となるリスクがなくなり、5 月以降の入所選考において、内定辞退の際に適用される調整点（−5 点）が適用されることはなくなります。

②本手続き後も令和９年１月・２月・３月入所選考で内定が出なかった場合の「入所保留証明書」は交付できます。

※ただし、希望月を変更した結果、令和９年４月選考にかからなくなった場合は、令和９年４月選考の入所保留証明書は発行できなくなりますのでご注意ください。

●手続き方法

提出書類：令和９年４月入所選考の辞退・入所希望日変更申出書

様式は市 HP「保育所のページ」からダウンロード可能です。

提出方法：こども園課窓口に持参（窓口：平日 9:00～17:00）

・窓口で直接内容について説明・確認させていただきたいので、ご持参にて提出をお願いします。

・保護者全員（父・母）の署名が必要です。

(4) 調整点 18「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる（−200 点）」の適用および適用終了・取下げについて

育児休業明け入所を申請している方で、育児休業の延長が許容できる方は、「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書」を提出することにより、以下①②が可能になります。

① マイナス調整点（−200 点）を適用し、選考点数を下げて入所選考にかかれます。

② 入所選考で内定が出なかった際には「入所保留証明書」が発行できます。

●留意事項

①マイナス調整点が適用されている方は、入所希望日のひと月前の選考には参加できません（5 月希望の場合、4 月選考には参加できません）。

②マイナス調整点の適用を終了・取下げするには、「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書」を提出する必要があります。

ただし、復職を把握した場合は同意書の提出がなくても職権で適用を終了させます（P1 参照）。

●手続き方法

提出書類：適用する場合
育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書
様式は市 HP「保育所のページ」からダウンロード可能です。
適用終了・取下げする場合
育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書

提出期間：4 月 1 次選考 令和 8 年 11 月 2 日（月）～30 日（月）
4 月 2 次選考 令和 8 年 12 月 1 日（火）～令和 9 年 2 月 5 日（金）
5 月～3 月選考 適用・終了希望月の前々月中

留意事項：申出書は保護者全員（父・母）の署名が必要です。

6. その他注意事項

(1) 内定辞退した場合の取り扱い

入所内定を辞退した場合は、保育を必要としないものとみなし、入所申請は一旦取下げとします。引き続き入所申請を希望する場合は、内定辞退した日を申請日とし、既存の申請書で再度入所申請を受け付けますが、以降の選考において、下記の取り扱いとなります。また、4 月 1 次選考の内定辞退者は、4 月 2 次選考には参加できません。

●内定辞退後の取り扱い

①以降の選考において、調整点 16「内定辞退をした場合（−5 点）」を適用します。
※年度が替わっても継続して適用します（令和 9 年 4 月選考から取り扱い変更）。

②以降の選考において入所保留となっても、入所保留証明書は一切発行しません。

●多子加算・多胎加算適用の方はご注意ください

多子加算（調整点 11）・多胎加算（調整点 12）を適用しているきょうだいが同時に内定し、そのうちひとりが内定辞退した場合、加算を適用した他のきょうだいの内定を取り消します。

(2) 4 月入所選考における出生前申請について

出産予定日が令和 9 年 2 月 3 日以前の方（令和 9 年 4 月 1 日時点で生後 8 週経過予定の方）に限り、出生前の入所申請を受け付けます。

●留意事項

①入所希望日は令和 9 年 4 月 1 日に限ります。　②出生前申請を受け付けるのは 4 月選考のみです。

●手続き方法

受付期間：令和 8 年 11 月 2 日（月）～締切日
必要書類：通常の申請書類、母子手帳（写し）、「出生前申込に係る確認書」
様式は市 HP「保育所のページ」からダウンロード可能です。

(3) 交野市外の施設への入所（広域入所）を希望する場合の取り扱い

交野市外の保育施設を希望することもできます。希望にあたっては、以下の点に注意してください。

①交野市を経由して希望施設の所在市区町村へ入所申込（広域入所依頼）を行います。
市区町村により入所申込の期限等が異なりますので、必ずご自身でご確認の上、当該市区町村の期限の２週間前までに交野市に申請してください（申請書類は基本的に交野市様式で提出してください）。

②入所選考は希望施設の所在市区町村が行い、結果については交野市から連絡します。
市区町村によっては結果が出るのがかなり遅くなる（3 月末になる）場合があります。

③入所内定する期間は、当該年度末までとなります。
翌年度以降も入所継続したい場合は、改めて入所申請して選考にかかる必要があります。
また、選考の結果、継続して入所できない場合もあります。

④交野市内の施設と交野市外の施設を併せて希望することも可能ですが、市内施設より市外施設の希望順位が上位の場合は、市外施設の結果が出るまで市内施設の内定はお出しできません。

⑤広域入所中の人が翌年度引き続き市外施設を希望する場合（上記③のとおり広域入所の内定期間は年度末まで）、**市内施設より市外施設の希望順位が上位の場合、広域加算（調整点 3）の適用対象外となります。**

(4) 内定後の転園申請の取り扱い

内定後の転園申請については、以下のとおり取り扱います。

	転園希望が可能な月	申請時期
①きょうだいと別施設に内定した場合	きょうだい在園・内定施設に限り入所月の翌月	認定こども園・保育所の内定者：内定後 随時 小規模保育施設の内定者：内定時※ ※内定時に転園希望・卒園後の進路等を全員申告します
②市内施設に内定した場合（①を除く）	翌年度（令和 10 年 4 月以降）	認定こども園・保育所の内定者：入所後 随時 小規模保育施設の内定者：内定時※ ※内定時に転園希望・卒園後の進路等を全員申告します
③他市施設に内定した場合（広域入所の場合）	入所月の翌月	内定後 随時

以上